

八洲学園大学学則

第1章 総則

(本学の目的)

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究の活動状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上を図る。

2 前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(学部・課程)

第3条 本学に生涯学習学部を置く。

2 生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程を置く。

(入学定員、収容定員)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 課程名 | 入学定員 | 3年次編入定員 | 収容定員 |
|----------|------|---------|------|
| 家庭教育課程 | 600 | 300 | 3000 |
| 人間開発教育課程 | 600 | 300 | 3000 |
| 計 | 1200 | 600 | 6000 |

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(事務局)

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

(教職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、添削指導員、事務職員、技術職員

及びその他の必要な職員を置く。

(教授会)

第8条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は別に定める。

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日（3月に限る。）
 - 二 土曜日（3月に限る。）
 - 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（3月に限る。）
 - 四 年末年始 12月30日から翌年の1月5日まで
- 2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学生等の種類

(学生等の種類)

第11条 本学が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生とする。

- 2 正科生とは、本学を卒業することを目的として入学する者をいう。
- 3 科目等履修生とは、大学入学資格を有するものの正科生にはならないで、授業科目を履修する者をいう。
- 4 特修生とは大学入学資格はないが、本学の正科生としての入学資格を取得することを目的とし、又は取得することを目的にしないで、授業科目を履修する者をいう。
- 5 特別聴講学生とは、他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修することを希望し、かつ、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学が受け入れる者をいう。
- 6 前項に規定する特別聴講学生の受け入れ手続き及び学費の取扱い等については、別に定める。

第3章 修業年限及び在学年限等

(修業年限及び最長在学年限等)

第12条 正科生の修業年限は4年とする。

- 2 正科生は、12年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した正科生並びに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合は、その者の在学すべき年数の3倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第13条 科目等履修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

第14条 特修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は

1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

第4章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第16条 正科生又は科目等履修生として本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第17条 特修生として本学に入学できる者は、大学入学資格のない者で、本学が開設する授業科目を履修し得る能力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第18条 入学志願者は、次の各号の書類を指定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 出身学校長記載の調査書（卒業証明書及び成績証明書をもってこれに代えることができる。）又は、検定合格証書等大学入学資格を証する証明書

(入学者の選考)

第19条 入学志願者の合否の判定は、前条の書類により、教授会において行う。

(入学手続き)

第20条 前条により合格とされた者は、正・副保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 2 前項の正保証人は保護者、副保証人は独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限るものとする。
- 3 正、副保証人は、保証する学生について、在学中の一切の事柄について連帯して責任を負わなければならない。

(入学許可)

- 第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 2 入学を許可された正科生には学生証を、科目等履修生及び特修生には登録証を交付する。
 - 3 前項の学生証又は登録証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(再入学、編入学、転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、正科生として本学への入学を志願する者があるときは、書類選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 本学を卒業し、退学し、又は除籍された者
 - 二 他の大学（外国の大学を含む。）を卒業し、退学し、又は除籍された者
 - 三 短期大学（外国の短期大学を含む。）、高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること及び当該課程の修了に必要な総授業数が1700時間以上であること。）を修了した者
 - 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、別に定めるところによる。
 - 3 再入学者、編入学者及び転入学者の入学手続き等に関しては、第18条から第21条の例による。ただし、第18条第2号に定める書類は、卒業証明書又は在籍証明書及び成績証明書と読み替えるものとする。

第23条 新たに正科生として本学の第1年次に入学した学生が、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合は、別に定めるところにより卒業の要件となる単位として認定することができる。ただし、修業年限は短縮しない。

- 2 正科生として本学の第1年次に入学した学生が、本学の科目等履修生として既に修得した単位については、卒業の要件となる単位として認定することができる。

第5章 教育課程

(授業科目)

第24条 本学の授業科目は、共通基礎教育科目、基幹科目、共通専門教育科目、専門科目及び資格科目に区分する。

- 2 開設する授業科目の名称及び単位数は、本学履修規程の定めるところによる。

(履修届)

第25条 学生は、その学期に開設される授業科目の中から必要な授業科目を選択し、所定の期日までに事務局教務課に履修届を提出しなければならない。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 通信による授業(録画による授業を含む。以下、「テキスト授業」という。)については、45時間の学習を必要とするテキストの学習をもって1単位とする。
- 二 面接授業(メディアを利用して行う授業を含む。以下、「スクーリング授業」という。)については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間の面接授業を1単位とする。
- 三 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。

(授業及び履修の方法)

第27条 授業は、テキスト授業、スクーリング授業のいずれか、又はこれらの併用により行う。

- 2 テキスト授業は、所定のテキストを学習し、課せられた課題に対し添削指導を受けるか又は課せられた論文の指導を受けながら当該論文を完成させるものとする。
- 3 スクーリング授業は、本学が指定する会場において、所定の授業を受けるものとする。
- 4 学外実地研修は、本学が許可又は指定する施設において行うものとする。

(テキスト授業における質疑)

第28条 テキスト授業における質疑は、所定の質問票により行わなければならない。

(単位の授与)

第29条 単位の授与は、授業の方法別に次により実施する。

- 一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。
- 二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。
- 三 卒業論文(卒業研究演習を含む。以下同じ。)については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。
- 四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する実地研修

報告書を審査し、合格したものに単位を授与する。

- 2 前項の科目修得試験は、本学が指定する会場で行い、科目修得試験の日時・会場は、その都度公表する。
- 3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当期の授業料が納入済みであることを要する。

(成績評価)

第30条 科目修得試験、最終試験、学外実地研修及び卒業論文の成績は、優、良、可、不可の4種の標語で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

- 2 前項の標語の基準は、次のとおりとする。

| | |
|----|----------|
| 優 | 100点～80点 |
| 良 | 79点～70点 |
| 可 | 69点～60点 |
| 不可 | 59点以下 |

(再試験・追試験)

第31条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、正科生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる。
- 3 第1項に必要な諸手続き等に関しては、別に定める。

(入学前等の既修得単位の認定の限度)

第33条 第23条及び前条第2項及び第36条第3項により卒業の要件となる単位として認定する単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 休学、留学及び退学等

(休学)

第34条 正科生、科目等履修生及び特修生は、学期を単位として、保証人連署の届出により、休学することができる。

- 2 休学期間は、正科生の場合通算して8学期間、科目等履修生及び特修生の場合通算して2学期間を超えることができない。
- 3 休学期間は、正科生の修業年限及び在学年限並びに科目等履修生及び特修生の修業期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り、復学することができる。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する正科生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

3 第1項により修得した単位は、教授会の議に基づき、卒業の要件になる単位として認定することができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、保証人連署の上、届出なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経て除籍する。

一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

二 第12条第2項、第13条又は第14条の在学年限を超えた者

三 第34条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者

四 履修登録を怠り、督促してもなお行わない者

第7章 卒業

(卒業)

第39条 正科生として本学に4年(第22条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

3 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(単位修得証明等)

第40条 学生等が、本学の授業科目を履修したときは、当該学生等の願い出により、単位修得証明書又は修了証明書を交付する。

(資格)

第41条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

一 家庭教育アドバイザー

二 社会教育主事

三 司書

四 司書教諭

五 学芸員

六 地域スポーツインストラクター基礎資格

2 前項の資格取得に必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として特に表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第43条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第9章 入学金、授業料その他の費用等

(入学金、授業料その他の費用)

第44条 入学金、授業料、その他の費用の額は、別表第1のとおりとする。

2 入学金、授業料、その他の費用は、所定の期日までに納めなければならない。ただし、経済的理由により納付が困難な場合には、願い出により、学長が延納を許可することがある。

3 入学金、授業料、その他の費用は、事由の如何に関わらず返却しない。ただし、授業料及びその他の費用については、履修登録受付開始前に入学を辞退した場合に限り、本人の請求により返却する。

(証明等手数料)

第45条 各種の証明等手数料については、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第46条 一般市民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は、大学設置認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

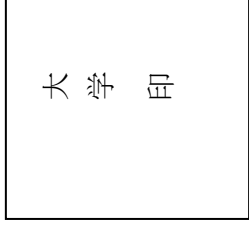
| 課程名 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 備 考 |
|----------|--------|--------|--------|--------------------|
| 家庭教育課程 | 600 | 1200 | 2100 | 平成18年度は3年次編入300を含む |
| 人間開発教育課程 | 600 | 1200 | 2100 | 同上 |
| 計 | 1200 | 2400 | 4200 | |

附 則

この学則は、平成19年4月1日より施行する。

(様式)

学位記



氏名

年 月 日生

本学生涯学習学部 教育課程所定の課程を
修め 本学を卒業したので学士（学術）の学位を
授与する

平成 年 月 日

八洲学園大学長

印

第 号

別表第1

入学金、授業料、その他の費用

| 区 分 | 金 額 |
|----------------------------------|--------|
| 入学金 | 20,000 |
| 登録料 | 20,000 |
| 授業料（1単位当たり） | 5,000 |
| 課題添削料（1単位当たり） | |
| メディア使用 | 0 |
| 所定用紙使用 | 1,000 |
| 科目修得試験料（1単位当たり） | |
| 教室試験（所定用紙使用） | 1,000 |
| 論文試験 | |
| メディア使用 | 1,000 |
| 所定用紙使用 | 2,000 |
| スクーリング受講料（1単位当たり） （最終試験料を含む。） | |
| メディア使用 | 7,500 |
| 講義室使用 | 7,500 |
| IT管理料（1年当たり） | 24,000 |

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。
- 3 授業料、課題添削料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、それぞれ1単位当たりの単価である。
- 4 課題添削料は、所定用紙使用を選択した者から定額を徴収し、メディア使用を選択した者からは徴収しない。
- 5 科目修得試験料は、試験を行う場所・方法により、定額を徴収する。
- 6 IT管理料は、課題添削、論文試験に関しメディア使用を選択した者から徴収する。